

年管発 1206 第 1 号
平成 29 年 12 月 6 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

国民年金法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 130 号)が、本日別添のとおり公布されたので通知する。

今回の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、実施に当たっては、周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第 1 改正の趣旨

国民年金法施行規則(昭和 35 年厚生省令第 12 号)第 71 条に規定されている保険料の口座振替納付手続に関し、国民年金第 1 号被保険者(以下「第 1 号被保険者」という。)が海外に転出し、任意加入被保険者となる場合等について、被保険者の利便性向上及び業務の効率化を図る観点から、所要の改正を行うものである。

第 2 改正の内容

国民年金保険料を口座振替により納付している第 1 号被保険者が、海外に転出し、同月内に引き続き任意加入被保険者となる場合等であって、当該被保険者が引き続き同一の口座から口座振替による納付を行う旨申し出た場合は、預金口座の番号等の記入を省略できるものとする。

第 3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

○厚生労働省令第百三十号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月六日

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 加藤 勝信

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（口座振替による納付の申出）</p> <p>第七十一条 法第九十二条の二の規定による被保険者の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者がその資格を喪失した後引き続き第一号被保険者又は法附則第五条第一項の規定による被保険者の資格を取得する場合において、第一条の二第一項の届書又は第二条の申出書の提出の際に保険料の納付を引き続き同一の預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつたときは、この限りでない。</p> <p>一～五 （略）</p>	<p>（口座振替による納付の申出）</p> <p>第七十一条 法第九十二条の二の規定による被保険者の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p>

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

年管発 1206 第 2 号
平成 29 年 12 月 6 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（ 公 印 省 略 ）

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 130 号）が、本日別添のとおり公布されたので通知する。

今回の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知をお願いします。

なお、具体的な事務の取扱いについては、追って通知する。

記

第 1 改正の趣旨

国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）第 71 条に規定されている保険料の口座振替納付手続に関し、国民年金第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）が海外に転出し、任意加入被保険者となる場合等について、被保険者の利便性向上及び業務の効率化を図る観点から、所要の改正を行うものである。

第 2 改正の内容

国民年金保険料を口座振替により納付している第 1 号被保険者が、海外に転出し、同月内に引き続き任意加入被保険者となる場合等であって、当該被保険者が引き続き同一の口座から口座振替による納付を行う旨申し出た場合は、預金口座の番号等の記入を省略できるものとする。

第 3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

○厚生労働省令第百三十号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月六日

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 加藤 勝信

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(口座振替による納付の申出)</p> <p>第七十一条 法第九十二条の二の規定による被保険者の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者がその資格を喪失した後引き続き第一号被保険者又は法附則第五条第一項の規定による被保険者の資格を取得する場合において、第一条の二第一項の届書又は第二条の申出書の提出の際に保険料の納付を引き続き同一の預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつたときは、この限りでない。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(口座振替による納付の申出)</p> <p>第七十一条 法第九十二条の二の規定による被保険者の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。